

第 5 回国立大学法人信州大学経営協議会議事要録

日 時 平成17年 2 月18日(金) 15時05分～16時35分
場 所 事務局棟 第一会議室
出席者 小宮山学長，藤沢，渡邊，白井，野村，竹本 各理事，勝山副学長
内田，大崎，大和田，鹽野，茅野 各委員
梶谷，堀井 各監事
欠席者 坂本，安川 各委員

前回議事要録確認

議長から，第4回議事要録について諮り，確認された。

議 題

1 平成17年度授業料について

白井理事から，資料No. 1に基づき，文部科学省高等教育局から国立大学の授業料標準額の改定に関する通知があった旨の報告があり，授業料の標準額への引き上げを据え置いた場合には自己収入額が約1億6千3百万円減ること等，本法人が受ける影響，及び諸情勢を踏まえたこれまでの検討経緯について説明があった後，本学の学部，大学院各研究科及び平成17年度設置の大学院法曹法務研究科に係る授業料等を標準額に改定することについて提案があった。

引き続き，議長から，このことについて諮り，委員から次の意見が出された。

(発言要旨)

日本の国立大学の授業料は他国の公的大学と比べると最高水準にある。また，私立大学の状況等も背景として見た場合，国立大学の存在理由が問われることとなる。据え置きがあってもよいのではないか。一つの案として，学生を5%増やせば賄える。学生数の要素も考えてみては如何か。

奨学金制度上での工夫をされては如何か。

国立大学は従来どおりとして，私立大学の学生定員は規制が緩和されている。文部科学省等への働きかけが必要だが，学生数を増やし規模の利益を確保することも検討されては如何か。また，附属学校，大学院は別として，学部への進学機会を確保することは大切である。

国の政策が今のままでよいのかということを訴え，国立大学と私立大学の違いや国立大学法人の役割について政府等に働きかけ，きちんとした態度を表明することが大切である。落とし穴にはまっている感がある。

授業料を一律とせず，個人差を付ける方法は如何か。

授業料の引き上げは止むを得ないことだと思うが，いずれにしても新たな方策を考えていかなければならない。

委員からの意見に基づき審議が行われ、また、議長から、教育研究評議会からの意見並びに本学学生から席上配付資料のとおり要望書の提出があった旨の報告があった後、苦渋の選択であるとし、平成17年度授業料等を標準額に改定することが承認された。

2 中期目標・中期計画の変更について

藤沢理事から、資料No. 2に基づき、中期目標・中期計画の変更点について説明があった後、議長から、信州大学高等教育機構（仮称）設置準備室の設置について補足説明があった。

引き続き、議長から、このことについて諮り、委員から次の意見が出された。

（発言要旨）

総合工学系研究科はどのような設置形態となるのか。また、地域ブランド研究科（仮称）はどのようなものか。

総合工学系研究科はタイミングのよい提案だと思っている。各研究分野の相関を考えながら取り組んでいただきたい。また、教養分野においては、時代が大きく変わることを土台として考えていただきたい。

地域、信州のブランドもよいが、「長寿県」という観点からも研究されては如何か。

地域ブランド研究科（仮称）の設置は意義がある。そもそも信州の地域イメージは広域的に見ても十分な訴求力を持っている。特定の研究科の取組みにとどめず、その成果の利用を含めて大学全体として積極的に信州大学のイメージの強化を図ることが、学生募集等の経営上の観点からも望ましい。

委員からの意見に基づき審議が行われた結果、本件は、原案のとおり承認された。

3 国立大学法人信州大学組織規則の全部を改正する規則（案）について

渡邊理事から、資料No. 3に基づき、本規則案の制定理由、改正内容及び施行日等について説明があった。

引き続き、議長から、このことについて諮り、委員から次の意見が出された。

（発言要旨）

教育学部附属学校、医学部附属病院、学内共同研究施設、大学院研究科等の「部局」をどのように捕えるか検討する必要がある。部局は大学において独立性を持っている。本規則案第3条第2号で部局を「・・・その他の教育研究組織をいう。」と定義しているが、教育研究組織は全て部局となるのか。学部附属の組織はどうなるのか。学内共同研究施設も規模等に違いがある。部局とする教育研究組織の範囲を限定しなくてよいのかという点、一律に部局としての権限を与えてよいのかという点が気になる。

部局について検討中であるならば、明確に部局とする組織について先ず列挙しておいた方がよい。

部局とする組織を別に定める方法もあるが、いずれにしても明示する必要がある。

本規則案第6条中の「学長に事故があるとき」、「学長が欠員のとき」に充たる理事

は別に定まっているのか。

規則等の改廃権限，改廃手続き等について定めておいた方がよいのではないか。

委員からの意見に基づく審議の結果，指摘のあった事項，助言等を踏まえ更に原案の修正を図った後本規則を制定することが承認され，次回の経営協議会において報告することとなった。

報告事項

1 平成17年度予算案の内示について

資料No. 4に基づき，財務部長から「平成17年度概算要求査定額対前年度予算増減分析表」及び「平成17年度概算要求新規事項（内示ベース）」について報告があり，また，施設環境部長から「平成17年度予定事業及び平成16年度補正予定事業に関する伝達事項（施設整備費補助金等関係）」等について報告があった。

委員から，「国立大学等施設整備5か年計画」の整備状況に関連して，老朽化がどの程度深刻であり，また，どこまで危機的なのかとの質問があり，白井理事及び議長から説明があった後，現状をもっと具体的にアピールすべきであるとの助言があった。

次回開催予定 平成17年 3月23日（水）

以 上